

## 内閣総理大臣等の特別職の職員の給与

内閣総理大臣、国務大臣、大公使、秘書官等の特別職の国家公務員の給与については、特別職の職員の給与に関する法律(昭24法252)により定められており、従来、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定しています。

俸給月額概要(特別職給与法関係)(平成26年4月現在)	
	俸給月額
内閣総理大臣	2,050,000円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	1,495,000円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	1,434,000円
検査官 人事官 内閣危機管理監 内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 特定個人情報保護委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	1,222,000円
国家公安委員会委員等	1,198,000円
公害等調整委員会の 常勤の委員等	1,055,000円
審議会等の常勤の委員等	931,000円

※ なお、上記俸給月額に加え地域手当(東京都特別区18%)が支給されます。